



植物に潜む  
病気や害虫を  
見つけるよ！

植物防疫所公式キャラクター  
「ぴーきゅん」

手荷物の中に入って  
いるお肉や果物を  
見つけるよ！



動物検疫所公式キャラクター  
「クンくん」

# 植物防疫・動物検疫

～水際で日本の農畜産業を守る仕事～

海外で発生している病害虫や、家畜の病気が国内へ侵入することを水際で防ぐ「植物防疫所」「動物検疫所」の仕事についてご紹介します。

開催  
期間

令和8年 2月2日(月)～2月27日(金)  
月～金曜日 9時～17時 祝日を除く  
(最終日は14時まで)

開催  
場所

金沢広坂合同庁舎 1階  
「消費者の部屋」

(金沢市広坂2丁目2番60号)

※ J R 金沢駅から香林坊方面バス約10分  
「香林坊」バス停下車徒歩5分

○お問合せ先○  
北陸農政局消費・安全部  
消費生活課  
☎076-232-4227



北陸農政局「消費者の部屋」  
[https://www.mnrt.go.jp/hokuriku/safe/co-consumer/sama\\_f.html](https://www.mnrt.go.jp/hokuriku/safe/co-consumer/sama_f.html)



「消費者の部屋」  
金沢広坂合同庁舎1階  
北陸農政局



# 植物防疫所は病害虫の被害から 日本の農業と緑を守っています

植物防疫所では、我が国の植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を未然に防ぐため、全国の海港や空港で輸入検疫を行っているほか、諸外国の要求に応じた輸出検疫、重要病害虫の国内でのまん延を防ぐための国内検疫などの業務を行っています。



農林水産省 植物防疫所

## 重要なお知らせ

手荷物の植物について  
輸入申告がない場合や違法に植物を持ち込んだ場合、**罰則の対象**となります。

◆ 税関検査前に必ず植物検査カウンターにお越し下さい。

⚠ 手荷物で日本に持ち込んだ植物について、以下の点にご注意願います。

- 1 携帯品・別送品申告書（税関申告書）に植物の申告が必要です。
- 2 苗木や種子などの種苗類、切花、野菜、果物、豆、米などには、輸出国政府機関が発行する検査証明書の添付が必要です。
- 3 持ち込みが禁止されている植物は廃棄されます。

◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録する際は、検査に時間を要します。

⚠ 違法に輸入禁止品や植物を持ち込んだ場合は、植物防疫法に基づき廃棄処分となり、3年以下の拘禁刑又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金が科せられる場合があります。

植物の持ち込みができるかどうかについては、こちらをチェック！

検査証明書については、こちらをチェック！

植物防疫所の主なお問合せ先

● 横浜植物防疫所 045-211-7153 ● 門司植物防疫所 093-321-2601  
● 名古屋植物防疫所 052-651-0112 ● 旅客植物防疫事務所 098-868-2850  
● 神戸植物防疫所 078-331-2386

MAFF  
農林水産省

植物の病害虫 侵入警戒中

# 動物検疫とは、動物の病気の侵入を防止するため、世界各国で行われている検疫制度です



Quarantine

**WARNING!!**

## 動物検疫所からの重要なお知らせ

家畜伝染病予防法改正により、**2020年7月1日**から  
違法に畜産物を持ち込んだ場合は、**3年以下の拘禁刑**又は**最高300万円の罰金**が科せられます。  
(法人の場合は、**最高5,000万円**)

- ◆ 国際郵便・宅配便で送る場合も同じです。
- ◆ 動物検疫所の職員は、荷物の中の**肉製品などの畜産物の有無について検査**を行います。
- ◆ 違法に持ち込まれた肉製品などの畜産物は、原則**廃棄**されます。
- ◆ 悪質な輸入事例については、**警察に通報**しています。違法な肉製品などの畜産物の持ち込み等により、**逮捕された人もいます。**

農林水産省動物検疫所 肉製品の持ち込みについて詳細はこちら

動物検疫は、外国から輸入される動物・畜産物などを介して家畜の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するほか、外国に家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない動物・畜産物などを輸出することによって我が国の畜産の振興に寄与しようとするものです。



動植物検疫探知犬  
活動中！！